

# 海上災害対策に関する行政評価・監視

—油等流出災害を中心として—

＜評価・監視結果に基づく勧告＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、テーマを定めて調査を行った結果把握した事実に基づき、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、平成9年に発生したナホトカ号海難・流出油災害等を踏まえ、実効ある海上災害対策の実施を確保するため、事故の防止対策、発生時対策の実施状況を調査したものです。



# 概 略

## 背景

○ 平成9年1月、ナホトカ号  
海難・流出油災害の発生  
⇒ 日本海側9府県に大被害



油等流出による海上災害  
の発生の予防や災害発生  
時の対応を含め、総合的で  
即応性のある体制を整備する  
ことが極めて重要

○ 平成9年6月、中央防災  
会議は、防災基本計画に  
海上災害対策編を追加



災害予防、応急対策等の  
段階ごとに実施すべき措置、  
施策等を規定



実効ある海上災害対策の実施  
を確保する観点から、  
事故防止対策の実施状況、災害  
発生時対策の実施状況を調査

< 主な調査対象機関 >

内閣府

総務省（消防庁）

国土交通省（地方運輸局等）

海上保安庁（管区海上保安本部（以下「管  
区本部」という。） 海上保安部・海上  
保安署（以下「保安部署」という。））

都道府県、市町村

## 行政評価・監視の実施

調査の結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

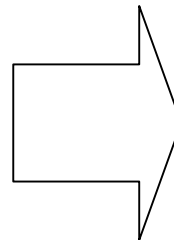
1 事故防止対策の的確な実施

2 漂着油等への適切な対応

3 油防除の迅速かつ的確な実施

(1) 初動体制等の整備

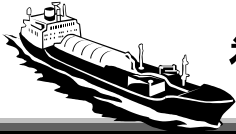
(2) 広域対応体制の整備



勧告先：内閣府、総務省（消防庁）、国土交通省

勧告日：平成15年4月18日

勧告日から6か月後に改善状況を文書（大臣名）でフォロー  
アップし、公表。更にその1年後を目途にその後の改善状況を  
文書（相手省官房長等名）でフォローアップし、公表  
（[http://www.soumu.go.jp/hyouka/kohyo\\_f.htm](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kohyo_f.htm) に掲載）



# 勧告その1 事故防止対策の的確な実施

## 制度・仕組み

### 防災基本計画

人的要因・船舶の構造設備等に  
係る海難事故の防止

地方運輸局等による

### 外国船舶の監督(PSC)の実施 (PSC:ポートステートコントロール)

- 国土交通省は、PSCの実施のため「外国船舶監督実施要領」を策定
- 地方運輸局等は、実施要領に基づき「外国船舶監督基本方針」を策定

## 現状・実態

- 繰り返し同種の指摘を受けている船舶について、是正状況の確認が不十分
  - 現行の実施要領上、軽度の欠陥等については、その指摘事項数が多い場合等を除き、是正状況の確認義務なし
  - 繰り返し同種の指摘(軽度の欠陥等)を受けている船舶97隻のうち75隻については是正状況の確認が行われていない。
- 地方運輸局等の中には、実施要領及び自らが定める基本方針を励行していないものあり
  - 重点的にPSCを実施すべき船舶について、基本方針において実施すべき旗国を定めていない地方運輸局等あり(10中2)。うち1局は実施すべき船種及び重点的に検査すべき事項についても規定なし
  - 油タンカーについて、PSCの実績が皆無の地方運輸局等あり

## 勧告要旨

PSCの実施要領を改正し、軽度であっても繰り返し違反を犯している船舶については是正状況の確認を行うとともに、指摘事項数が多い船舶等に対し、技術基準適合命令を積極的に発出すること

基本方針にPSCを重点的に実施すべき外国船舶の旗国及び船種並びに検査すべき事項を具体的に定めるとともに、旗国や船種を的確に選定してPSCを実施すること

国土交通省



## 勧告その2 漂着油等への適切な対応

### 制度・仕組み

- 国及び地方公共団体は、油の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係行政機関と協力の上、油の防除等必要な措置を講ずること（防災基本計画）
  - 都道府県、市町村は地域防災計画を作成
- 海岸等に油が漂着した場合、海上保安庁（管区本部等）は、海岸・港湾・漁港管理者、地方公共団体等と連携（排出油防除計画<sup>（注）</sup>）
  - ⇒ 市町村が漂着油の除去を適切に実施するためには排出油防除計画を承知しておく必要

### 現状・実態

- 漂着油等への対応を含め、地域防災計画における海上災害対策の規定が不十分
  - 実地調査した23都道府県中3、55市町村中26では漂着油等に対処する規定なし。これら3都道府県26市町村のうち2都道府県16市町村が、国の防災基本計画に漂着油等の除去に関する責務と役割分担とを明確に規定する必要ありとの意見
  - 23都道府県中21都道府県内の沿岸域を有する市町村の4割が海上災害対策を規定していない（残り2都道府県は市町村の規定状況を把握していない）。
- 関係する排出油防除計画の内容が市町村に知られていない。
  - 沿岸域を有する55市町村中41が内容を承知せず

（注）海上保安庁長官は、日本全国16の海域ごとに排出油防除計画を作成

### 勧告要旨

漂着油等への対応に係る地域防災計画の規定状況等を把握し、都道府県に対して、都道府県及び市町村の地域防災計画に漂着油等への対応など海上災害対策を的確に規定するよう指導・助言すること

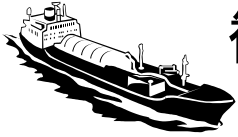
総務省  
（消防庁）

総務省による上記の把握結果を踏まえ、防災基本計画の修正の必要性を検討すること

内閣府

関係市町村に対して、排出油防除計画の内容を周知すること

国土交通省  
（海上保安庁）



# 勧告その3 油防除の迅速かつ的確な実施

## (1) 初動体制等の整備

### 制度・仕組み

- 油防除には、関係機関の連携が重要  
⇒ 海上保安庁は、排出油防除協議会(注1)の組織化を推進
- 油防除に当たっては、防除活動マニュアル(注2)が重要
- 関係機関による排出油防除資材(注3)の整備と効果的な使用が重要

### 現状・実態

- 排出油防除協議会の組織化が行われていない海域を有する保安部署あり
  - 全国の119保安部署中5保安部署
- ① 防除活動マニュアルが作成されていない海域を有する管区本部等あり
  - 調査した10管区本部中4、44保安部署中10
- ② 防除活動マニュアルの内容が不十分なものあり
  - 協議会会員の役割、防除措置の実施内容等が具体的に定められていない(4管区本部、5保安部署)。
- ① 排出油防除資材の整備量が的確に把握されていない。
  - 提供可能な量を把握していないもの(44保安部署中37)や保有機関の把握漏れがある。
- ② 排出油防除資材の保有量の変更が、排出油防除計画に的確に反映されていない。

- (注)1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、管区本部等、関係行政機関、地方公共団体及び関係事業者が組織する協議会。港湾、その周辺海域等ごとに、排出油の防除に関する自主基準の作成、訓練の実施等を共同して行う。
- 2 排出油防除計画では、海域の実情に応じ具体的な防除活動の実施内容を明記した「防除活動マニュアル」を管区本部等が作成することとされている。実際には、排出油防除協議会が作成した自主基準を、管区本部等の防除活動マニュアルとして位置付けている。
- 3 油回収船、油回収装置、オイルフェンス、油吸着材・油処理剤 など

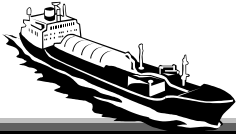
### 勧告要旨

排出油防除協議会が組織されていない海域について、その組織化を進めること

防除活動マニュアルを作成していない海域について、早急にこれを整備すること。また、マニュアルの内容を、関係機関の役割分担等を明記した的確なものとする

排出油防除資材に係る排出油防除計画の内容を適時適切に見直すこと。また、保安部署において、資材の保有量及び提供可能な量の把握を的確に行うこと

国土交通省  
(海上保安庁)

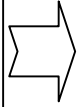


## (2) 広域対応体制の整備

### 制度・仕組み

広域的な油流出災害に対応する体制の整備が必要

- 排出油防除協議会の対象海域の広域化の推進(即応体制検討報告書(注))
- 広域的な連携による排出油防除資材の調達(排出油防除計画)
- 外洋、荒天下、広域等現実的な条件の下での訓練の実施の検討(即応体制検討報告書)



### 現状・実態

- 油防除の対象海域の広域化を行っているものは一部(11管区本部中6、119保安部署中7)
  - 排出油防除協議会の連合組織、隣接する協議会相互の応援協定などによる。
- ① 排出油防除資材の必要量を充足していない海域あり
  - 油吸着材・油処理剤は16海域のすべて、油回収船等は4海域で未充足
  - ➡ しかし、資材の調達に係る事前の連携・調整を行っている管区本部は皆無
- ② 大規模な油流出事故の際には、高粘度油対応資材を中心に、外洋対応型排出油防除資材を全国から投入する必要あり
  - ➡ しかし、全国16の排出油防除計画には、当該海域内の排出油防除資材のみを掲出
- 油防除の訓練について、排出油防除計画の複数の海域にまたがる訓練が行われているのは16海域中5海域。外洋での事故を想定した訓練の実施は2管区本部のみ

(注) ナホトカ号海難・流出油災害を踏まえ、関係省庁課長クラスのプロジェクトチームが、大規模油流出事故への即応体制について検討した報告書(平成9年9月)

### 勧告要旨

油防除の対象海域の広域化を更に進めること

排出油防除資材等の調達等について、管区本部相互間の事前の連携等を図ること。また、各排出油防除計画に全国の外洋対応型排出油防除資材等の整備状況を盛り込むこと



国土交通省  
(海上保安庁)

広域的油流出災害への対応を含め、訓練の実施と内容の充実を図ること

## その他の勧告事項

- 航法に関する情報の周知の徹底
- 沿岸域情報管理システムの活用
- 油以外の危険物流出災害への対応体制の確立
- 海上災害防止センターの業務の的確な実施